

様式第7号（第12条関係）

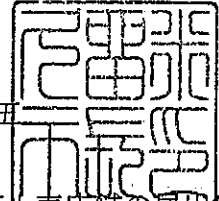
※受理年月日	福岡県 中小振
※受理番号	-6.11.13
※備考	第 号

意見書

6商工第825号  
令和6年11月13日

福岡県知事 様

久留米市長 原口 新五



令和6年9月25日付、6中小振第1039号—3で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
レイリア久留米  
福岡県久留米市東町316番地2号
- 2 大規模小売店舗立地法第8条第1項に基づく意見
  - (1) 駐車需要の充足等  
特になし
  - (2) 騒音の発生に係る事項  
車両の出入りや室外機等に係る騒音について、近隣から苦情や相談があった場合には、真摯に対応してください。  
なお、今後、騒音の発生が疑われるような施設を設置する場合、事前に久留米市役所環境部環境保全課に確認する等して、騒音規制法に係る特定施設の該当の有無を適正に把握してください。
  - (3) 廃棄物に係る事項等  
特になし
  - (4) 街並みづくり等への配慮等  
特になし
  - (5) その他  
他法令等に係る手続きが必要な場合については、各所管窓口にて行うものとする。